

「Cさん」サービスへの協力に関する条件書

改定履歴：2025年06月25日、2025年10月07日、2026年02月24日、2026年07月07日

この条件書（以下、「本条件書」といいます。）は、株式会社商工組合中央金庫（以下、「当金庫」といいます。）が情報収集企業（以下、「利用者」といいます。）に対して提供するサービス「Cさん」（以下、「本サービス」といいます。）について、情報提供企業から協力を受ける場合の条件等を定めるものです。

第1条（目的）

当金庫は、利用者が当金庫の提供する本サービスを活用し、情報提供企業（法人に限ります。以下同じです。）とのネットワーキングを通じた情報収集や、新たなビジネスチャンスを開拓できるよう、情報提供企業が安全かつ効率的に情報を提供し、利用者において情報提供企業と有意義なビジネス関係を構築するための支援を行います。

第2条（定義）

本条件書における各用語の定義は以下のとおりとします。

1. ノンネーム情報：特定の個社を識別できない形で提供される法人情報を指し、業種（例：IT、金融）、業界、企業規模（例：従業員数300名以上）、所在地（例：都道府県レベル）、ビジネスの特徴（例：B2Bサービス提供）等を含みます。
2. バイネーム情報：情報提供企業については特定の個社を識別できる形で提供される法人情報（企業名、担当者名、具体的な所在地（市区町村レベル）、具体的なビジネスの特徴やサービス内容を含みます。以下、同じです。）をいいます。利用者については、企業名を含む基礎的な法人情報、利用者が調査している事項・内容および検討しているサービスの概要をいいます。
3. 課題インタビュー：第3条第1項第1号に定めるリサーチ支援サービスのうち、利用者が想定ユーザー像および想定ユーザーの課題を明らかにすることを目的として、オンラインまたは対面で情報提供企業から聴取することを支援するサービスをいいます。
4. ソリューションインタビュー：第3条第1項第1号に定めるリサーチ支援サービスのうち、利用者が想定ユーザーの課題を解決することを目的として、オンラインまたは対面で情報提供企業から聴取することを支援するサービスをいいます。
5. インタビュー：課題インタビューおよびソリューションインタビューを総称していいます。
6. 現場見学リサーチ：第3条第1項第1号に定めるリサーチ支援サービスのうち、利用者が想定ユーザー像および想定ユーザーの課題を明らかにすることを目的として、情報提供企業の工場その他の事業所を訪問し、見学することを支援するサービスをいいます。
7. ファーストユーザー探索：第3条第1項第2号に定めるグロース支援サービスのうち、利用者のサービスを利用することが期待されるファーストユーザーの探索を支援するサービスをいいます。
8. 協業パートナー探索：第3条第1項第2号に定めるグロース支援サービスのうち、利用者のサービスの開発に必要な情報、ノウハウおよび人材等を有する企業の探索を支援するサービスをいいます。

ます。

第3条（本サービスの内容）

1. 本サービスにおいて、当金庫は利用者に対し、以下のサービスを提供します。なお、疑義を避けるために付言すると、当金庫は、利用者間の取引の媒介、代理、あっせん又は仲介は行わないものとします。

(1). リサーチ支援サービス

- ① 当金庫は、利用者からの申込みの内容および当該内容を踏まえて当金庫が利用者から聴取した事項に応じて利用者と協働して探索プランを策定し、策定した探索プランに基づいて利用者が希望する企業像に近いと考えられる情報提供企業のノンネーム情報を記載したロングリストを作成して、当該ロングリストを利用者に交付します。
- ② 当金庫は、利用者からロングリスト記載の特定の情報提供企業とのインタビューまたは現場見学リサーチの要望があった場合、情報提供企業に利用者とのインタビューまたは現場見学リサーチに応じるかの意向を確認します。情報提供企業が応じる意向である場合、当金庫は、インタビューまたは現場見学リサーチのうち利用者が要望し、かつ情報提供企業が応じるものについて、利用者および情報提供企業の間で日程調整を行います。あわせて、当金庫は、利用者に対して、情報提供企業に関するバイネーム情報を提供するとともに、バイネーム情報に含まれない情報提供企業の情報および情報提供企業に関する資料のうち、利用者が提供を要望し、情報提供企業がこれに同意したものを提供します。なお、当金庫は、必要性がないと当金庫が判断した場合を除き、インタビューまたは現場見学リサーチに同席します。

(2). グロース支援サービス

- ① 当金庫は、利用者からの申込みの内容および当該内容を踏まえて当金庫が利用者から聴取した事項に応じて利用者と協働して探索プランを策定し、ファーストユーザー探索または協業パートナー探索のため、利用者が希望する企業像に近いと考えられる情報提供企業のノンネーム情報を記載したロングリストを作成して、当該ロングリストを利用者に交付します。
 - ② 当金庫は、利用者からロングリスト記載の特定の情報提供企業との面談の要望があった場合、情報提供企業に利用者との面談に応じるかの意向を確認します。情報提供企業が応じる意向である場合、当金庫は、利用者および情報提供企業の間で面談の日程調整を行います。あわせて、当金庫は、利用者に対して、情報提供企業のバイネーム情報を提供するとともに、バイネーム情報に含まれない情報提供企業の情報および情報提供企業に関する資料のうち、利用者が提供を要望し、情報提供企業がこれに同意したものを提供します。なお、当金庫は、必要性がないと当金庫が判断した場合を除き、面談に同席します。
2. 当金庫は、本サービスにおいて、前項に定めるとおり情報提供企業のノンネーム情報およびバイネーム情報について、利用者に対して情報提供等を行うものとします。情報提供企業は、本条件書への同意をもって、利用者への情報提供に同意するものとします。なお、当金庫は、情報提供企業のバイネーム情報を利用者に提供するにあたり、前項第1号②および同項第2号②の定めに従い、情報提供企業の意向を確認するものとします。また、当金庫は、バイネーム情報に含まれない情報提供企業の情報および情報提供企業に関する資料を利用者に提供する場合、情報提供企業の事前承諾を得る

ものとしします。

3. 当金庫は、本サービスの実施のため（前項第3文および第4文に基づく情報提供企業の意向の確認等を含みますが、これに限りません。）、利用者のバイネーム情報を含む情報について、利用者から事前に同意を取得し、当該同意に基づく範囲内で、情報提供企業に提供するものとしします。
4. 利用者は、当金庫との契約により、以下の行為等を行ってはならないこととなっております。
 - (1). 情報提供企業の工場その他の事業所等において、情報提供企業の許可なく写真撮影、録音、物を触る等の行為
 - (2). 本サービスの利用を通じて知り得た当金庫または情報提供企業の機密情報等を不正に流用する行為（機密情報等を利用した不当価格での買収行為や契約締結行為を含みます。）や技術模倣等の行為
 - (3). 本サービスの利用を通じて知り合った当金庫および情報提供企業の役員、従業員、および技術者等の関係者を引き抜く行為（なお、これらの者を特定の勧誘等の対象としない、利用者による通常の採用活動に、これらの者が自発的に応募してきたと利用者が証明できる場合（またはその結果の採用）は、「引き抜く行為」に該当しません。）
 - (4). 本サービスの利用を通じて当金庫および情報提供企業の競合他社との交渉、取引行為を行う行為
 - (5). 本サービスの利用を通じてインタビュー、現場見学リサーチ、または面談等を行う際、情報提供企業に対して、資料作成やデータ提出等、納品物や作業を伴う依頼を行う行為
 - (6). 本サービスの利用を通じてインタビュー、現場見学リサーチ、または面談等を行う際、情報提供企業に対して別の企業の紹介を求める行為（情報提供企業から任意に別の企業の紹介を受けた場合を除きます。）
 - (7). インターネット上等で、不特定多数者が情報を取得できる状態にあるサービスを売り込む行為（ただし、グロース支援においては、情報提供企業との交渉の結果次第で行える場合があります。）
 - (8). 知的財産権、プライバシー権、名誉権を含む第三者（情報提供企業を含みます。）の権利を侵害する行為
5. 本サービスは、利用者が本サービスの利用のために当金庫に申し込む内容および提供する情報に基づいて第1項各号に定めるサービスを提供するものであり、利用者と情報提供企業の間における本サービス利用後の具体的な契約の締結および取引の実行等については、あくまで利用者と情報提供企業の責任において行われるものとしします。
6. 利用者は、情報提供企業をファーストユーザーまたは協業パートナーとするための利用者と情報提供企業との契約（業務提携に関する契約、利用者のサービスの利用に関する契約、業務委託に関する契約を含みますが、これらに限りません。ただし、秘密保持のみを定める契約は除きます。）（利用者と当該情報提供企業との初回の面談を実施した日から1年以内に締結された契約に限ります。）が締結された場合、当金庫に対して、当該契約の締結および契約金額が確認できる証憑を添付して、当該契約の締結を報告するものとしします。情報提供企業は、本条件書への同意をもって、利用者が当金庫に対して当該報告を行うことにつき同意するものとしします。

第4条（本契約の成立）

1. 情報提供企業は、本サービスへの協力に同意する場合には、本条件書の各条項に承諾のうえで、当金庫に対し、当金庫所定の方法（書面または電子メールを含みますが、これらに限りません。）

により、通知するものとします。

2. 前項による情報提供企業からの通知が当金庫に到達した時点をもって、本条件書の内容を契約内容とした契約（以下、「本契約」といいます。）が成立するものとします。

第5条（本サービスに基づく情報提供等）

1. 情報提供

本サービスにおいて、情報提供企業は、当金庫の仲介により利用者に対して業界知見や専門知識を情報提供します。提供される情報は、利用者のビジネス活動において有益なものとなることを目的とします。

2. 情報提供の範囲

本サービスにおける情報提供の範囲は、本契約によって決定されます。情報提供企業は、合理的な範囲内での準備および情報提供を行い、利用者が求める基準に応じて最適な情報を提供する努力をするものとします。

3. 責任の限定

利用者が提供する情報は、その正確性および完全性を保証するものではありません。

第6条（報酬と支払い条件）

1. 報酬の支払い

- (1). リサーチ支援サービスの提供に際し、情報提供企業と利用者とのインタビューまたは現場見学リサーチが実施された場合、その都度、当金庫は、情報提供企業に対し、当金庫所定の報酬を支払います。なお、グロース支援サービスの提供に際し、情報提供企業と利用者との面談が実施された場合であっても、情報提供企業がグロース支援サービスにより経済的便益を受けられることから当金庫は、情報提供企業に対し、報酬を支払いません。
- (2). 報酬の詳細については、当金庫から情報提供企業に、インタビューまたは現場見学リサーチの実施前に通知します。

2. 支払い手続き

- (1). 報酬の支払いは、当金庫所定の方法（銀行振込、電子決済等）により、適切かつ迅速に行います。通常、報酬はインタビューまたは現場見学リサーチの終了後 90 日以内に支払うものとします。
- (2). 報酬の支払いに関する手数料は、当金庫が負担しますが、情報提供企業の指定する金融機関により発生する場合は情報提供企業の負担となります。

3. 支払いの遅延や不履行

- (1). 当金庫が報酬の支払いを遅延した場合、情報提供企業は書面により当金庫に通知し、合理的な期間内に是正を求めることができます。
- (2). 当金庫の責任により支払いが不履行となった場合、情報提供企業は法的手段を講じる権利を有します。
- (3). 支払い遅延が情報提供企業の責任による場合、当金庫は適切な対応を行います。

4. 情報提供と支払明細書

- (1). 情報提供企業は、当金庫の求めに従い、当金庫所定の形式、提出時期および提出方法により、報酬の

支払いに必要な情報を当金庫に提出する必要があります。

- (2). 当金庫は、情報提供企業に報酬を支払う場合、情報提供企業に対し、報酬金額等を記載した支払明細書を送付します。

第7条（情報の取り扱いとプライバシー）

1. 情報の取り扱い

- (1). 情報提供企業が提供する情報の漏洩を防止するため、当金庫は高度な情報セキュリティ対策を講じ、情報漏洩の防止に努めます。これには、データの暗号化、アクセス制限、定期的なセキュリティ監査等が含まれます。
- (2). 当金庫および情報提供企業は、それぞれ、自らの責任において情報を適切に管理し、情報漏洩が発生した場合は速やかに対応し、被害を最小限に抑えるための措置を講じます。

2. データの保存と削除

- (1). 当金庫は、本契約に基づき提供を受けた情報提供企業の情報を必要最小限の期間に限り保存し、保存期間が経過した場合、または情報提供企業からの要請があった場合には、情報を安全に削除または匿名化します。
- (2). データの削除ポリシーについては、情報提供企業に対して適切な説明を行い、透明性を確保します。情報提供企業は、いつでも、本契約に基づき提供した自身の情報の削除を要求する権利を有します。

第8条（守秘義務）

1. 機密情報を開示または提供を受ける当事者（以下、「情報受領者」といいます。）は、機密情報の開示または提供をする当事者（当金庫については、利用者を含み、以下、「情報開示者」といいます。）の事前の書面または電磁的方法による通知にて同意を得た場合を除き、次項に定める機密情報を第三者に開示、提供または漏洩してはならないものとします。
2. 機密情報とは、口頭によるとそうでないを問わず、また、媒体または手段（文書、ファクシミリ、電子メールまたは電子媒体等をいい、以下、総称して「文書その他の媒体」といいます。）の如何を問わず、本サービスの提供・利用・協力にあたり、情報開示者が情報受領者に対して既に開示し、または将来において開示する情報ならびに本契約の存在および内容をいいます。ただし、以下に定める情報（いずれについても、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)第2条第1項で定義される個人情報を除きます。）は機密情報には該当しないものとします。
 - (1). 情報開示者から開示を受ける時までに情報受領者が知った情報
 - (2). 情報開示者から開示を受ける時までに公知となっていた情報、または本条件書の定めに違反することなく公知となった情報
 - (3). 情報受領者が開示の制限を伴わずに第三者から適法に受領した情報
 - (4). 開示された機密情報によらずに情報受領者が独自に開発・取得した情報
3. 第1項の定めにかかわらず、情報受領者は、法令に基づき、または権限のある行政機関もしくは裁判所の命令等により機密情報の開示を求められた場合、または本サービスの提供・利用・協力にあたり、情報受領者が自己の役職員もしくは弁護士、公認会計士その他の外部アドバイザー等に対して機密情報を開示することが業務上必要であると合理的に判断される場合には、情報受領者の責任に

において、必要最小限の範囲に限って、機密情報をそれらの者に対し開示することができるものとします。

4. 情報受領者は、(1)第 1 項に定める情報開示者の同意を得て第三者に機密情報を開示する場合、(2)前項に基づき機密情報を開示する場合、または(3)当金庫が情報提供企業から開示または提供を受けた機密情報を、本サービスの提供・利用にあたり利用者に開示をする場合（情報受領者が当金庫である場合に限り。）には、当該第三者（弁護士、公認会計士等の法令上守秘義務を負う者を除きます。）に対して本条件書と同等の秘密保持義務を課すなどして機密情報の漏洩を防止する対策を取らなければなりません（なお、当金庫が、情報提供企業から開示または提供を受けた機密情報を、本サービスの提供・利用にあたり利用者に開示をする場合に利用者に課す秘密保持義務は、当金庫所定の利用者との本サービスの利用に関する規約に定めるもので足りるものとします。）。なお、当該第三者（弁護士、公認会計士等の法令上守秘義務を負う者を含みます。）が秘密保持義務に違反したことにより情報開示者が損害を被った場合には、情報受領者は、当該損害を賠償する責任を負うものとします。
5. 情報受領者は、以下のいずれかに該当する場合、直ちに機密情報が記載された文書その他の媒体（複製物を含みます。）を、情報開示者の指示に従って、情報開示者に返却または廃棄するものとします。
 - (1). 情報開示者の請求があった場合
 - (2). 本契約が終了した場合
6. 情報提供企業は、本サービスへの協力の過程で機密情報に基づき発明、考案又は意匠の創作（以下「発明等」といいます。）をなしたときは、速やかにその旨を当金庫に通知の上、発明等の帰属及び取扱いにつき当金庫と協議するものとします。

第 9 条（禁止事項）

情報提供企業は、本サービスの利用に際し、以下の行為を行ってはなりません。

1. 虚偽の情報を提供する行為
当金庫および利用者に提供する情報（本サービスへの協力に同意する際に当金庫に提供した情報を含みます。）を偽ってはなりません。
2. 当金庫を介さず、利用者に連絡、面談等をする行為
本サービスを通じてインタビュー、現場見学リサーチ、または面談等を行った利用者との間で再度当金庫を介さずに連絡・面談等をする行為を行ってはなりません。ただし、情報提供企業と利用者との間において第 3 条第 6 項に定める契約（当該利用者と情報提供企業との初回の面談を実施した日から 1 年以内に締結された契約に限りません。）が締結された後には、この限りではありません。
3. 土業を営む情報提供企業が当該土業の業務依頼等を受ける行為
本サービスの利用を通じてインタビュー、現場見学リサーチ、または面談等に協力する際、土業を営む情報提供企業は、法令上、当該土業にのみ許された業務の依頼等を受けてはなりません。
4. 当金庫および利用者の機密情報等を不正使用する行為
本サービスを通じて知り得た当金庫または利用者の機密情報等を不正に流用する行為（機密情報等

を利用した不当価格での契約締結行為を含みます。)や技術模倣等を行ってはなりません。

5. 当金庫および利用者の人材を引き抜く行為

本サービスを通じて知り合った当金庫および利用者の役員、従業員、および技術者等の関係者を引き抜く行為を行ってはなりません。なお、これらの者を特定の勧誘等の対象としない、情報提供企業による通常の採用活動に、これらの者が自発的に応募してきたと利用者が証明できる場合（またはその結果の採用）は、「引き抜く行為」に該当しません。

6. 当金庫および利用者の利益に反する行為

本サービスを通じて当金庫および利用者の競合他社との交渉、取引行為を行ってはなりません。

7. 第三者の権利を侵害する行為

知的財産権、プライバシー権、名誉権を含む第三者（利用者を含みます。）の権利を侵害する行為を行ってはなりません。

8. 不正アクセスや情報漏洩を行ってはなりません。

本サービスのセキュリティを脅かす行為や、不正アクセス、データ漏洩を試みてはなりません。

9. 本サービスの運営を妨げる行為

当金庫による本サービスの運営を妨害する行為や、過度な負担をかける行為を行ってはなりません。

10. 法令または公序良俗に反する行為

国内外の法令に違反する行為や、公序良俗に反する行為を行ってはなりません。

11. 無断での情報共有または複製

当金庫が提供する情報を無断で第三者と共有してはならず、また必要な範囲を超えては複製してはなりません。

12. 権利義務の譲渡行為

当金庫の事前の同意なく、本契約に基づく権利および義務の一切を、第三者に譲渡、売却、担保設定その他の方法で移転を行ってはなりません。

第10条（法令違反の回避）

1. 法令遵守の義務

情報提供企業は、本サービスへの協力に際して、適用されるすべての法令、規則、および条例を遵守するものとします。

2. 法令違反の報告

法令違反が疑われる行為が発生した場合、情報提供企業は直ちに当金庫に報告し、当金庫の指示に従って適切な対応を行うものとします。

3. 法令違反の予防

情報提供企業は、法令違反を未然に防ぐために、必要な措置を講じ、適切な内部統制を維持する責任を負います。

4. 法令遵守ガイドライン

(1). 情報提供企業は、国内外の法律を定期的に確認し、変更があった場合は迅速に対応するものとします。

(2). 情報提供企業は、法令遵守に関する研修やセミナーを受講し、知識を更新するよう努めるものとします。

ます。

第 11 条（契約期間と終了）

1. 契約期間

- (1). 本契約は、第 4 条第 2 項に基づき成立した日から 1 年間とします。
- (2). 本契約の契約期間は、契約期間満了の 30 日前までに情報提供企業からの書面による解除の申し出がない限り、自動的に 1 年間延長されるものとし、以降同様とします。

2. 契約終了の条件と手続き

- (1). 情報提供企業は、前項による解除の申し出において、解除の理由を明示する必要があります。
- (2). 情報提供企業が本契約に違反した場合（第 9 条に定める禁止事項を行った場合を含みますが、これに限りません。）、当該情報提供企業に対する本契約に基づく報酬（本契約違反に関連する本サービスについての報酬以外の報酬を含むものとし、以下同じです。）は一切発生しないものとし、発生済みの一切の報酬について、当金庫はこれを支払う義務を免れるものとし、かつすでに当金庫が支払い済みの場合は、当金庫はその一部または全部の返還を請求できるものとし、かつ

3. 契約終了後の存続規定

契約終了後も、第 7 条（情報の取り扱いとプライバシー）、第 8 条（守秘義務）、第 9 条（禁止事項）第 2 項、第 4 項から第 9 項、第 11 項、および第 12 項、第 15 条（反社会的勢力）第 4 項および第 5 項、第 14 条（知的財産）、第 16 条（責任の範囲と免責事項）、ならびに第 17 条（準拠法と紛争解決）の規定は引き続き適用されます。

第 12 条（本条件書の変更）

1. 本条件書の変更権

当金庫は、民法第 548 条の 4 の規定に基づき、本条件書を変更することができるものとし、変更内容は、法令の改正、サービス内容の変更、その他当金庫の判断に基づき行われます。

2. 変更の周知

本条件書を変更する場合、当金庫は効力発生日を定め、かつ、本条件書を変更する旨、変更内容、および効力発生日を当金庫のウェブサイト上に掲示する等、適切な方法によって周知するものとします。

3. 変更に対する同意

情報提供企業は、本条件書の変更に同意しない場合、本契約を将来に向かって解除することができます。ただし、本条件書の変更に對する異議がない限り、変更後の本条件書が適用されます。

4. 変更の効力発生

本条件書の変更は、当金庫が定める効力発生日から適用されるものとします。効力発生日は、通常、変更内容の周知開始後 60 日以内とします。

5. 情報提供企業の確認義務

情報提供企業は、本条件書の変更の周知が開始された際、速やかに内容を確認し、変更内容を理解する義務を負います。疑問点がある場合は、当金庫に問い合わせることができます。

第 13 条（解除）

1. 当金庫および情報提供企業は、相手方が本契約の各条項に違反し、その是正の催告をしたにもかかわらず、相当期間内にその是正がされない場合には、本契約の全部または一部を解除することができます。
2. 前項にかかわらず、当金庫および情報提供企業は、相手方が以下のいずれかに該当した場合には、何らの通知、催告を要せず、直ちに本契約を解除することができます。
 - (1). 第 9 条（禁止事項）に定める禁止事項を行ったことが明らかになった場合
 - (2). 第 8 条（守秘義務）または第 14 条（知的財産）に定める義務に違反した場合
 - (3). 監督官庁より営業停止、営業免許または営業登録の取消処分を受けた場合
 - (4). 情報提供企業が法令に違反した場合
 - (5). その財産について仮差押、仮処分、差押、強制執行、担保権の実行としての競売その他これと同等の請求・申立がなされた場合および公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6). 破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続、私的整理手続その他これと同等の手続の開始に関する申立がなされた場合
 - (7). 手形もしくは小切手の不渡処分を受けた場合または銀行取引停止処分を受けた場合
 - (8). 合併による場合を除く解散決議をした場合
 - (9). その他、前各号に準ずる事情がある場合

第 14 条（知的財産）

1. 知的財産権の帰属
本サービスに関するすべての知的財産権（特許権、商標権、著作権、ノウハウ、設計図、プログラム、デザイン等）は、当金庫または正当な権利を有する第三者に帰属します。
2. 知的財産の利用制限
情報提供企業は、当金庫の書面による事前の承諾なく、本サービスに関する知的財産を使用、複製、改変、翻案、譲渡、貸与、公衆送信、頒布することはできません。これに違反した場合、法的措置が取られる可能性があります。
3. 第三者の知的財産
情報提供企業は、第三者の知的財産権を侵害しないようにし、侵害が発生した場合は、情報提供企業の責任と負担において問題を解決するものとします。また、第三者の知的財産に関する苦情や請求があった場合、情報提供企業は当金庫に速やかに報告し、協議の上で適切な対応を行います。

第 15 条（反社会的勢力）

1. 当金庫および情報提供企業は、自らまたはその役員が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1). 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

- (2). 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3). 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってする等、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4). 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5). 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 当金庫および情報提供企業は、自らまたはその役員が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1). 暴力的な要求行為
 - (2). 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3). 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4). 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
 - (5). その他前各号に準ずる行為
3. 当金庫および情報提供企業は、相手方またはその役員が、暴力団員等もしくは第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合には、何ら通知を要せず直ちに本契約の全部または一部を解除することができるものとします。
4. 前項の規定により当金庫または情報提供企業が本契約を解除した場合、相手方は当金庫または情報提供企業が受けた損害の一切について賠償の責任を負うものとします。
5. 当金庫または情報提供企業が第3項の規定により本契約の全部または一部を解除したことにより相手方に損害が生じて、当金庫または情報提供企業は相手方に対してその責任を負わないものとします。

第16条（責任の範囲と免責事項）

1. 当金庫の責任範囲
- (1). 当金庫は、本サービスの提供において、情報提供企業に対して直接的または間接的に生じた損害について、当金庫の故意または重大な過失による場合を除き、一切の責任を負いません。
 - (2). 前項にかかわらず、当金庫は、情報提供企業に対し、利用者が第3条第4項第2号もしくは第3号の禁止行為を行い、または利用者が守秘義務に違反したことにより情報提供企業に対して直接的に生じた損害について賠償する責任を負います。
2. 情報提供企業の責任
- (1). 情報提供企業は、前項により当金庫が責任を負う場合を除き、本サービスの利用によって生じたあらゆる結果について責任（これに関連して情報提供企業が第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償する責任を含みます。）を負います。
 - (2). 情報提供企業が本条件書の規定（第8条（守秘義務）、第9条（禁止事項）、第10条（法令違反の回避）、第14条（知的財産）および第15条（反社会的勢力）の規定を含みますが、これらに限りませ

ん。)に違反した場合、情報提供企業は、当該違反に起因または関連して当金庫および利用者に生じたすべての損害、損失、利益損失、費用等を賠償する責任（当該違反に起因または関連した第三者からの請求に対して補償する責任を含みます。）を負います。

3. 不可抗力の免責

当金庫は、本サービスの提供に際し、天災地変、通信障害、その他不可抗力によりサービスの提供が困難または不可能になった場合、その責任を負いません。

4. 免責事項

- (1). 当金庫は、本サービスを利用することにより得られる結果や利益等を保証するものではありません。
- (2). 当金庫は、利用者の財務状況や成長性、返済能力等について保証するものではありません。
- (3). 情報提供企業は、自己の判断に基づき本サービスに協力し、その結果について自己責任で対応するものとします。

第 17 条（準拠法と紛争解決）

1. 準拠法

本契約は、日本法に準拠し、日本国内の法令により解釈され、実施されます。

2. 合意管轄

本契約に関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3. 紛争解決手続き

当金庫は、情報提供企業との紛争を解決するために、第三者による調停または仲裁を提案することができます。紛争解決のためのすべての手続きは、誠実かつ迅速に行われるものとし、可能な限り裁判外での解決を図ります。

4. 協議による解決

紛争が発生した場合、当事者はまず協議による解決を試みるものとし、協議が不調に終わった場合は、法的手続きを開始することができます。